

町・道民税（住民税）の納税通知書が送付されます

●町道民税（住民税）とは

町道民税（町民税と道民税を合わせて住民税と呼びます）には、前年1年間の所得に応じて課税される「所得割」と、所得の多少にかかわらず広く均等に課税される「均等割」とがあります。

問 退職し現在収入は有りませんが、納税通知書が届きました。どうして税金がかかるのですか？

答 住民税は前年中の所得に応じて翌年課税されます。今年の収入がない場合、来年の住民税が非課税となる見込みです。

■納税の方法

このたび送付した納税通知書により、町指定の金融機関等や町役場出納室窓口で直接納めていただきます（口座振替もご利用いただけます）。納期は、6月末、8月末、10月末、12月25日の計4回です。

ただし、前年中の公的年金所得に係る町道民税については、次のとおりです。

◆平成24年4月1日現在で65歳以上の年金受給者の前年中の公的年金所得に係る町道民税

①年金の支払いをする年金保険者（厚生労働省など）が町道民税の公的年金特別徴収（公的年金から引き落とし）を行います。

②ただし、平成23年4月2日以降に65歳になった方は今年10月から公的年金特別徴収が始まります。この場合の納め方は次のとおりです。

普通徴収		特別徴収		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の半分を2回に分けて納付書で納付		年税額の残り半分を3回に分けて年金から引き落とし		
初年度の年税額の4分の1ずつ		初年度の年税額の6分の1ずつ		

※対象年金

老齢基礎年金や退職年金などが対象です。障害年金や遺族年金などの非課税年金からは、町道民税の引き落としはされません。

特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
2月に引き落とされた額と同じ税額を毎回年金から引き落とし			年税額から前半の仮徴収した額を差し引いた残額を3回に分けて年金から引き落とし		
当該年税額ではなく2月の引き落とし額が基準			年税額から前半の仮徴収した額を差し引いた残額の3分の1ずつ		

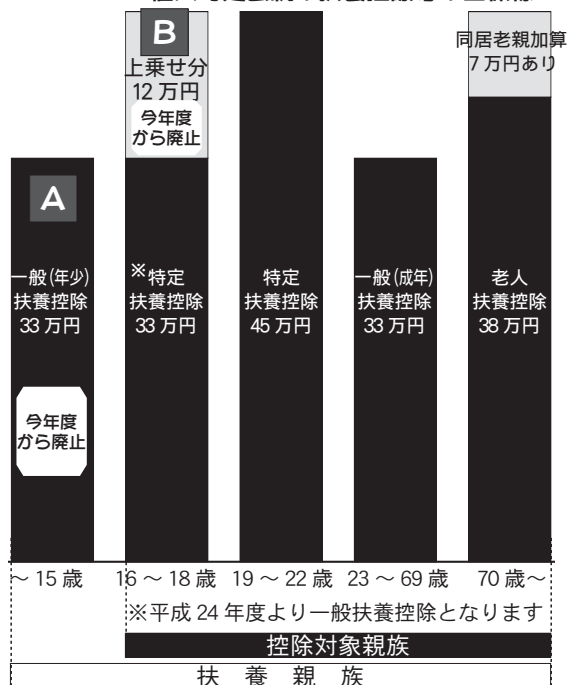
問 私は、15歳の扶養者1人を確定申告（年末調整）しましたが、平成24年度には扶養控除が含まれていないのは、なぜですか。

答 平成24年度から個人住民税の税制改正があり、扶養控除の見直しがされました。

扶養親族のうち年少扶養控除（満15歳以下の者をいう）に対する扶養控除が廃止されました。（右図A参照）また特定扶養親族（16歳以上22歳以下）のうち、年齢16歳以上18歳以下の者に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額が33万円とされます。（右図B参照）障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても今までどおり適用されます。

同居特別障害者加算については、年少扶養控除の廃止等にもない、扶養控除の加算ではなく、特別障害者に対する障害者控除の額（30万円）に23万円を加算し、従来どおりの53万円とする措置に改められます。

■個人町道民税の扶養控除等の全体像



お問い合わせ

町税務課住民税係

☎56-8003